

産後ケア事業について

出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるようにサポートします。

体調が良くない、授乳がうまくいかずつらい、赤ちゃんのお世話がわからない、自宅での子育てを手伝ってくれる人がいなくて不安などの場合、保健センターにご相談ください。



●対象者（以下の両方に該当される方）

- ・阪南市に住民票のある産後1年未満の産婦と乳児（利用施設により月齢上限があります）
- ・産後に心身の不調または育児に不安がある方で家族等のサポートが得られにくい方。

※但し、医療行為が必要、感染症疑いがあるお母さん、赤ちゃんは利用できません。

※流産・死産後1年未満の方も対象になります。

●ケア内容

- ・お母さんへのケア（母体の管理（乳房ケアを含む）、心理面のケア、生活面の指導、休養）
- ・赤ちゃんへのケア（発育及び発達の確認、沐浴又は清拭）
- ・育児に関する相談及び指導、授乳及び沐浴の方法の指導、家庭における育児に関する相談及び指導、その他必要な保健指導

※上記以外のケアを利用された場合は別途自己負担が必要となります。

	食事	利用者負担金（令和5年度）※		利用回数
		住民税課税世帯に該当する方	生活保護受給者・住民税非課税世帯に該当する方	
ショートステイ（宿泊） 原則午前10時～翌日午前10時	3食	1泊2日：3,200円 (多胎児加算：1,500円)	1泊2日：1,600円 (多胎児加算：750円)	合わせて7回まで <small>（ショートステイは1泊2日で1回とする）</small>
デイサービス（日帰り） 原則午前10時～午後7時	2食	1日：1,700円 (多胎児加算：870円)	1日：850円 (多胎児加算：435円)	

※利用者負担金は利用施設でお支払いください。（年度により負担金額が変わる場合があります。）

※多胎児加算は2人目以降、人数に応じて加算します。

※流産・死産後1年未満の方の利用者負担金は異なります。詳しくはお問合せください。

●利用方法

- ・阪南市立保健センターへ事前申請（原則、利用希望日の3日前まで）が必要です。
- ・申請後、審査があります。



●利用施設

施設名	住所	電話番号	ショートステイ	デイサービス
笠松産婦人科・小児科	阪南市鳥取中 192-2	471-3222	○	○
阪南市民病院	阪南市下出 17	471-3321	○	○
谷口病院	泉佐野市大西 1-5-20	463-3232	○	○
きた助産所	泉佐野市上之郷 5090-5	475-7313	○	○
あかね・レディースクリニック	貝塚市石才 552	436-3541	○	○
おさきマタニティクリニック	貝塚市堀 2丁目 19-15	423-1103	○	○

※兄弟姉妹の同伴・利用は原則できません。

【お問合せ先】 阪南市立保健センター TEL：072-472-2800

(2023.4)